

地方独立行政法人茨城県西部医療機構業務方法書

2018年10月 1日

改正 2020年 8月18日

改正 2023年 3月10日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則（平成30年筑西市規則第35号）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により筑西市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(病院等の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、筑西市及び地域の医療機関と連携し、住民の健康の維持及び増進に寄与しながら地域に密着した病院として住民の生命及び健康を守るため、地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院等を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する地域への支援
- (3) 医療に関する調査及び研究
- (4) 医療に関する従事者の研修
- (5) 災害時における医療救護
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービスに関する業務を行うこと。

- (7) 介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務を行うこと。
- (8) 介護保険法に基づく介護予防サービスに関する業務を行うこと。
- (9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

第3章 業務の委託等

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第4章 業務の適正を確保するための体制の整備

(内部統制に関する基本方針)

第8条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令、筑西市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第9条 法人は、運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

（理事会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第10条 法人は、理事会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備するものとする。

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第11条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関して、適切に策定及び実施するための体制を整備するものとする。

（内部統制の推進に関する事項）

第12条 法人は、内部統制を推進するため、役員を構成員とする内部統制推進体制を整備するとともに、内部統制に関する規程等を整備するものとする。

（リスク評価と対応に関する事項）

第13条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

（情報・伝達に係る体制及び情報システムに関する事項）

第14条 法人は、情報・伝達に係る体制及び情報システムの整備、利用に関する規程等を整備するとともに、業務変更に伴う情報システムの改変を適宜速やかに行うものとする。

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第15条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。

（監事及び監事監査に関する事項）

第16条 法人は、監事が適正に業務を遂行できる体制及び監事監査が適正に実施される体制に関する規程等を整備するものとする。

（内部監査に関する事項）

第17条 法人は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第18条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

（入札・契約に関する事項）

第19条 法人は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第20条 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第21条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書を適切に管理するとともに、インターネット上で法人に関する情報を適切に公開する体制を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第22条 法人は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。

第5章 役員等の損害賠償責任

(役員等の損害賠償責任)

第23条 役員は、その任務を怠ったときは、地方独立行政法人法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の責任の一部免除)

第24条 法人は、前条の役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、筑西市長の承認によって、賠償責任額から筑西市長が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 雑則

(その他)

第25条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は、会計規程その他の法人の規程等に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、2018年10月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、2020年8月18日から施行する。

附 則

この業務方法書は、2023年3月10日から施行する。